

外国法人の外国税額の控除に関する明細書

事業年度等	・ ・	法人名	
-------	--------	-----	--

別表六の三 令元・十・一以後終了事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書									
当期の控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「21」)		1	円	区 分			国外所得対応分		①のうち非課税所得分
							①		②
当期の法人税額の恒久的施設帰属所得金額の控除限度額の計算	当期の法人税額 (別表一の三「4」－別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	2	円	当期の加外国源泉所得に係る	国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	16	円		円
					納付した控除対象外国法人税額 (別表六(二の二)「7」)	17			
					交際費等の損金不算入額	18			
					貸倒引当金の戻入額	19			
						20			
						21			
						22			
						23			
						24			
						25			
						26			
					小 計	27			
					貸倒引当金の繰入額	28			
						29			
						30			
当期に控除できる金額の計算	当期の法人税額 (別表一の三「4」－別表六(五の二)「5の③」) (マイナスの場合は0)	3	円	当期の加外国源泉所得に係る					
	繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4							
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	5							
	組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	6							
	計 (3) + (4) - (5) + (6) (マイナスの場合は0)	7							
	当期の調整国外所得金額 (40) (マイナスの場合は0)	8							
	(7) × 90%	9							
	調整国外所得金額 (8)と(9)のうち少ない金額	10							
	法人税の控除限度額 (2) × $\frac{(10)}{(7)}$	11							
	法第144条の2第1項により控除できる金額 (1)と(11)のうち少ない金額	12							
	法第144条の2第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」)	13							
	法第144条の2第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」)	14							
	当期に控除できる金額 (12) + (13) + (14)	15							
					小 計	37			
					仮 計 (16) + (27) - (37)	38			
					非課税国外所得の金額 (38の②) (マイナスの場合は0)	39			
					計 (38) - (39)	40			

Ⅱ 地 方 法 人 税 に 係 る 外 国 税 額 の 控 除 に 関 す る 明 細 書						
当 期 の 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (1)	41	円	課 税 標 準 法 人 税 額 (別表一の三「4」)	44	円 000	
			恒久的施設帰属地方法人税額 (44) × (4.4%又は10.3%) - (((別表六(五の二) 「5の③」) - (44))と0のうち多い金額) (マイナス の 場 合 は 0)	45		
法 人 税 の 控 除 限 度 額 (11)	42			地 方 法 人 税 控 除 限 度 額 $(45) \times \frac{(10)}{(7)}$	46	
差 引 控 除 対 象 外 国 法 人 税 額 (41) - (42)	43			外 国 税 額 の 控 除 額 ((43)と(46)のうち少ない金額)	47	